

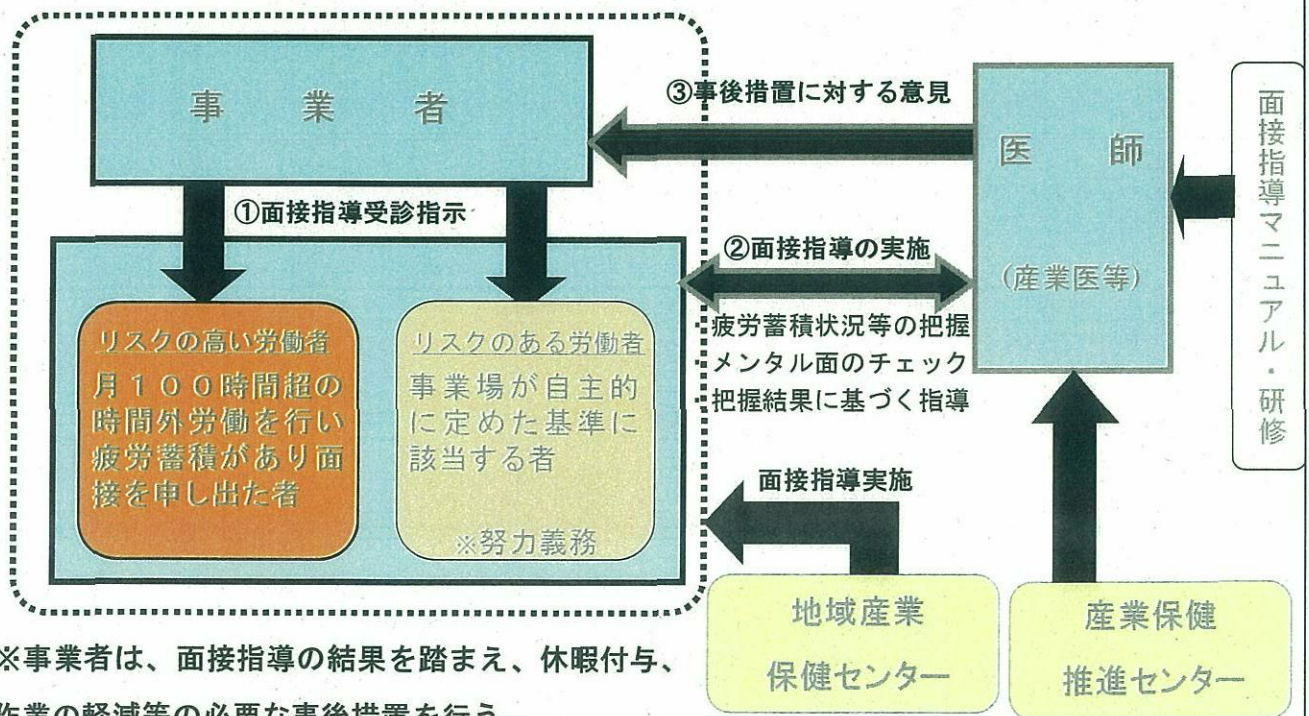
定期健康診断項目改正 (H19. 7. 6)

労働安全衛生規則第44条

(※施行はH20. 4. 1)

- 1 既往歴及び業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、**腹囲**、視力及び聴力の検査
- 4 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 5 血圧の測定
- 6 尿検査 (**尿中の糖**及び蛋白の有無の検査)
- 7 貧血検査 (血色素量、赤血球数)
- 8 肝機能検査 (GOT、GPT、 γ -GTP)
- 9 血中脂質検査
(**LDLコレステロール**、HDLコレステロール、TG)
- 10 血糖検査 (ヘモグロビンA1cでも可)
- 11 心電図検査

長時間労働者等に対する面接指導制度



※事業者は、面接指導の結果を踏まえ、休暇付与、作業の軽減等の必要な事後措置を行う。

効果

過労死・過労自殺等の未然防止、
早期発見・早期治療